

企業倫理行動規範

第一 社会的使命の達成

1. 人を大切にせる企業の実現

人を大切にせる企業として、豊かで快適な職場環境を確保するため、従業員の多様性・人格・個性を尊重し、差別禁止・セクシャルハラスメント禁止の徹底を図るなど、積極的に雇用・労働条件の改善に努める。

2. 社会の要請に応えた事業活動の推進

社会のニーズを正しく把握し、個人情報・顧客情報の保護に十分配慮しつつ、より有用で良質なサービスを適正価格で提供するとともに、提供後のフォロー体制の整備・充実に努め、顧客の満足と信頼を得る。

3. より良い地球環境の創造と保全

より良い地球環境を創造するため、環境保全に十分配慮した事業活動を自主的、積極的に推進する。

4. 社会との調和の促進（下線部を追加）

地域社会との良好な関係を構築・維持することはもとより、積極的に社会貢献活動を推進し、社会との調和を促進する。

さらに、大地震等の自然災害発生時においては、災害対応活動を迅速かつ組織的に行い、企業の社会的使命・役割を遂行し、社会に貢献する。

5. 企業情報の公正な開示

公正に企業活動を開示することにより、社会の信頼を得るとともに、グループ内の内部情報を適正に管理し、インサイダー取引を行わない。

6. 公正な競争の推進

生産性の向上、トータルコストの削減等を通じて企業競争力を強化することにより、公正かつ自由な競争を行う。

第二 法令等の順守

1. 法令等の順守

国の内外を問わず、すべての法規・基準を順守するとともに、世間の疑惑を招くような行為、社会の常識とかけ離れた行為は行わない。

2. 政治・行政との透明な関係の確立

政治資金規正法、公職選挙法等関連法令の趣旨を踏まえ、政治・行政と透明で公正な関係を保つ。

国内外において、贈賄行為はもとより、公務員等に対する不正な利益供与は行わない。

3. 反社会的行為の根絶

暴力団対策法その他の関係法令の趣旨に則り、暴力団や総会屋等、市民に脅威を与える反社会的勢力・団体からの不当な要求に応じ、あるいはこれら勢力等を利用する反社会的行為は行わない。

4. 企業会計の透明化

違法な支出を行わない等不正経理を排除し、また、企業会計の透明化、健全化に努める。

第三 実践のための措置

1. 教育と啓蒙

会社は、役員・従業員がこの企業倫理行動規範について十分な理解を得るために必要な教育・研修を行う。

2. 違背に対する措置

会社は、役員・従業員がこの企業倫理行動規範に違背した場合、厳正な処分を行うとともに、経営トップ自らが問題解決にあたり、原因の究明と再発の防止に努める。